

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

申請者 郵便番号
住所若しくは居所又は特定非営利活動法人の
所在地及び名称

申請者氏名又は
特定非営利活動法人の代表者氏名

印

電話番号
ファクシミリ番号

補 正 書

年 月 日に申請した について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第 10 条第 4 項（同法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容	
2 補正の理由	

備考

- 1 1 には変更しようとする箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載してください。
- 2 特定非営利活動促進法第 10 条第 4 項（同法第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、設立又は合併の認証申請に関し、以下の書類において補正を行う場合は、補正後の書類を添付してください。
- （1）定款
- （2）役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

(裏)

(3) 設立趣旨書

(4) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

(5) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

3 特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第10条第4項の規定により、定款の変更の認証申請（所轄庁の変更を伴うものを含む。）に関し、以下の書類において補正を行う場合は、補正後の書類を添付してください。

(1) 変更後の定款

(2) 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

(3) 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(4) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

(5) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録）